

## 「学生への支援体制」に係る自己点検・評価書

**基準5-1：学生相談・助言体制，キャリア支援等が適切に行われていること。**

### (1) 観点・指標ごとの分析

**観点5-1-①：学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう，学習環境や学生生活に関する相談，キャリア支援の体制が整備されているか。**

#### (観点・指標に係る状況)

学習環境に関する相談を含め，専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）に在籍する学生が，入学から修了までの間，修学その他学生生活全般について指導助言を受けられるよう，学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任している（別添資料5-1-①-1「専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則」参照）。

また，学生が自主的学習に利用しやすいよう，教職大学院棟等にゼミ室を確保している他，附属図書館や授業のない時間帯に講義室（講201教室）を自習室として開放している。他にも共通ゼミ室を2部屋（音202，304室）用意している。

さらに，情報メディア教育支援センターの施設の一部（講103，104教室等）も申請により学生が自主学習できるようオープンな利用を可能としている。これらの講義室等においては，無線LANが整備され，学生がネットワークを利用できるよう環境整備が行われている。

学生生活の中での悩み，心配事及び疑問等について気軽に相談できる「学生なんでも相談窓口」を設置するとともに，相談内容別に相談窓口を設けている（別添資料5-1-①-2「学生相談」（大学HP）」参照）。

学生のキャリア支援としては，就職委員会において年間の就職指導計画を策定し，教員採用試験対策講座や就職ガイダンスを各年次別を実施し，時期や学年に応じた対応ができるようにしている（別添資料5-1-①-3「平成23年度就職指導計画」，5-1-①-4「平成23年度就職支援行事予定表」参照）。

就職支援室に室長及び3人の事務職員を配置するとともに，教員就職及び修学指導等の幅広い相談，指導に総合的に対応できる教育指導体制として，公立学校長経験者を「キャリアコーディネーター」として6人配置し，開講授業科目が少ない水曜日には6人全員が，その他の曜日には2人が常時対応できる体制を組んでいる。

#### (観点の達成状況についての自己評価：A)

学習環境及び学生生活の相談については，学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任して対応しているほか，「学生なんでも相談窓口」の設置及び相談内容別に相談窓口を設け学生のサポートを行っている。また，ゼミ室の確保及び附属図書館，講義室及び情報メディア教育支援センターの施設の一部を自習室として開放している。

さらに，教員採用試験対策講座や就職ガイダンスの実施及び幅広い相談・指導に総合的な対応ができる教育指導体制としてキャリアコーディネーターを配置している。

以上のことから観点5-1-①を十分に達成していると判断する。

**観点5-1-②：学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

各年次別に就職指導計画を策定し、教員採用試験対策講座や就職ガイダンス等を実施し、時期や学年に応じた対応ができるようにしている。

また、教員採用学習支援システムを構築し、学内で実施した教員採用試験対策講座や就職ガイダンスをビデオ撮影し、出席できなかった学生や次年度に向け学習を進めている者も利用できるような利便を図っている。このシステムでは、教員採用試験問題、就職試験受験報告、論作文、学習指導案、講座テキストなども閲覧できるようにしている。

さらに、公立学校長経験者を「キャリアコーディネーター」として6人配置し、教員採用試験対策としての論作文、面接、集団討議、模擬授業等の個別指導を行っている。

企業就職を希望する者については、ハローワークから大卒ジョブサポーターを月1回定期的に派遣していただき、相談が受けられるようにしている。

このほか学生の進路希望を把握するため、全学生を対象とし履修登録時に進路希望状況を必須項目として入力させている。その結果は、就職支援室スタッフや指導担当教員が進路相談の資料として参照できるようにしている。

なお、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異については、現職教員学生には修了後、派遣元に復職するため就職支援は行っていない。

**(観点の達成状況についての自己評価：A)**

キャリアコーディネーターによる教員採用試験対策として個別指導、教員採用試験対策講座や就職ガイダンスの実施、教員採用学習支援システムの利用、教員採用試験問題集や参考図書の収集を行い充実した就職支援を行っている。また全学生に進路希望状況を必須項目として入力させているため、就職支援部署に限らず指導教員等を含めた全学的な支援が行えるよう整備している。

以上のことから観点5-1-②を十分に達成していると判断する。

**観点5-1-③：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

○ 障害学生支援

本学大学院での修学を希望する障害のある学生に対して、学習上の支援等の実施プロセスをweb上で明示し、入学前の学生（受験生）の支援ニーズの把握や授業参加時の手続き等について明らかにしている（別添資料5-1-③-1「障害学生支援（大学HP）」参照）。

教職大学院では、障害のある学生を受け入れた実績がないが、受け入れ実績のある修士課程においては、教育支援課や特別支援教育コース等の協力により具体的に以下のような支援を実施している。

- ・ 入学後のオリエンテーションの実施

- ・ 聴覚障害学生に対する、入学式や修士論文発表会等主な行事や教育実習における手話通訳者の配置、パソコンによるノートテイクの実施（ノートパソコンの貸与及びコピーサービス）、授業における視覚的資料の準備やスロースピーチ等の実施

また、支援者に対する支援として、webによる障害学生に対する支援方法に関する情報提供や、ノートテイク学生のためのコピーサービス等を実施している。

さらに、障害者が不自由なく大学生活を送れるよう、スロープ、手すり、エレベータ、トイレ、専用駐車場等を整備し、学生宿舎においては、障害者に配慮した浴室（手すり、浴槽の高さが低いユニットバス）を世帯用学生宿舎に設置したり、聴覚障害者が居住する学生宿舎個室に、日常生活に必要な音や信号を光と振動で知らせる屋内信号装置を設置している。

#### ○ 社会人に対する支援

本学大学院での修学を希望する有職の社会人等に対して、2年分の授業料で3年間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める長期履修学生制度を導入している。**（別添資料5-1-③-2「長期履修学生制度（大学HP）」参照）**。

また、正規学生以外に、各教育委員会のニーズにより、現職教員を内地留学生（研究生）として受け入れている。

#### ○ 外国人留学生支援

外国人留学生の支援に関しては、国際交流推進室を設置し、その支援について企画・立案し実施している。また、事務組織として研究連携室に国際交流チームを置き、経済的支援や生活支援以外に、留学生特有のものとして、次の支援を行っている**（別添資料5-1-③-3「外国人留学生の受入れ（大学HP）」参照）**。

- ・ 留学生指導教員
- ・ チューターの配置
- ・ 各種行事の実施
- ・ 日本語支援
- ・ 修学・生活指導に関する報告の実施
- ・ 地域の外国人児童生徒への就学支援プロジェクト

### （観点の達成状況についての自己評価：A）

障害のある学生に対する学習支援については、教職大学院では実績がないが、受入実績のある修士課程では特別支援教育コースと教育支援課で計画・実施し、障害のある学生からの意見も採り入れながら適切な対応が行われており、社会人に対する学習支援については、修業年限を3年とし修学条件の緩和を図った長期履修学生制度を導入している。

生活支援について、障害者への配慮としてスロープ、手すり、エレベータ、トイレ、専用駐車場等の大学の施設・設備を整備するとともに、世帯用学生宿舎には障害者に配慮した浴室（手すり、浴槽の高さが低いユニットバス）、聴覚障害者が居住する学生宿舎個室には屋内信号装置を設置するなどして学生が安全で安心して生活できる環境を提供している。

また、外国人留学生に対する学習支援も日本語支援を基礎として、様々な支援が行われている。

以上のことから観点5-1-③を十分に達成していると判断する。

**観点5-1-④：学生へ適切な学修支援が行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

○ ガイダンス

平成24年度は新入生全員に対するオリエンテーションを2日間にわたって実施した。

第1日目は、「教育課程と履修方法」として履修全般の説明が行われ、その後、専攻による授業科目の詳細な説明が3.5時間行われた。第2日目の「学務情報システム利用説明会」においては、学務情報システムの操作方法等具体的な履修指導が行われた（別添資料5-1-④-1「平成24年度新入生オリエンテーション日程」、5-1-④-2「平成24年度新入生オリエンテーション配付資料（大学院学校教育研究科）」、5-1-④-3「平成24年度入学用履修の手引き（大学院学校教育研究科）（抜粋）」参照）。

○ 学修支援体制

教員側による支援体制として、教職大学院では、学生一人ひとりに担当の専任教員として「アドバイザー」が委嘱され、修学および学生生活全般に関して指導助言を行う体制が構築されている（別添資料5-1-④-4「専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則」参照）。なお、学部卒学生に対しては、就職対策個人票を作成させ、就職に対するそれぞれの学生の願いを的確に把握し、それに基づき適切な指導助言が与えられるようになっている。

また、オフィス・アワーの制度により、全教員が学生からの相談に応じるために設定した時間帯を学務情報システムに掲載することになっており、その時間帯に学生は自由に研究室を訪問することができる体制が確立している（別添資料5-1-④-5「学務情報システムにおけるオフィス・アワーの検索・参照画面」参照）。

さらに、学校支援プロジェクトによる「学校支援フィールドワーク」において、現職教員学生と学部卒学生が支援チームを組んで学校現場に入り実習を行うことで、現職教員学生は、支援チームにおいて指導的な役割を果たすことが期待され、実習校の様々な課題解決に学部卒学生と共に参画する。一方で学部卒学生は、現職教員学生と協働して学校における様々な教育課題の解決に参画することができる。

事務局側の支援体制としては、教育支援課において、現職教員学生と学部卒学生それぞれの履修計画及び各々の所有免許状に応じた教育職員免許状取得のための履修指導を行っている（別添資料5-1-④-6「平成24年度学部及び大学院学生の主な履修指導スケジュール」参照）。

また、現職教員学生に特化した修学指導としては、実習科目により修得する単位の免除についての周知を行っている（別添資料5-1-④-7「上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除に関する取扱細則」参照）。

**(観点の達成状況についての自己評価：A)**

学生には専任教員としてアドバイザーが学修相談・助言を行っており、さらにはオフィス・アワーの制度により、全教員が学生からの相談に応じる体制が整えられている。また、事務局教育支援課が個別の履修指導を行っている。

また、「学校支援フィールドワーク」において、教職経験の豊富な現職教員の実習と学部卒学生の実習の相違が明確にされている。

以上のことから観点5-1-④を十分達成していると判断する。

**観点5-1-⑤：学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

学生に関するハラスメント防止対策として、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害の防止及び排除のための措置、並びにこれらに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関する必要な規則を定めている(別添資料5-1-⑤-1「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止等規則」、5-1-⑤-2「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程」、5-1-⑤-3「上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害相談受付窓口細則」、5-1-⑤-4「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害調査委員会細則」参照)。

学生には新入生オリエンテーション時のガイダンス、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する講演会の開催、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止のリーフレットの配付、ポスターの掲示などを通して、快適な生活・学修環境の整備と向上に努めている。

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談を受け付けるために、相談受付窓口と相談員を設けている。直接相談員等に相談するほか電話やe-mailでも相談することができ、相談があった場合には、相談者及び関連する人のプライバシーを厳守して、真相解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速にとる体制が整えられている(別添資料5-1-⑤-5「上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止・対策機構図」参照)。

こうしたハラスメント専門の相談窓口や相談員とは別に、「学生なんでも相談窓口」も開設している。多くの窓口を設けることで、一人でも多くの悩みや問題を抱える学生の支援が実現することを願っていることである。

**(観点の達成状況についての自己評価：A)**

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止等規則等を定め、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害の防止及び排除のための措置、並びにこれらに起因する問題が生じた場合に、適切な措置を迅速にとる体制が整えられている。

また、学生へは、新入生オリエンテーション時のガイダンス、講演会の開催、リーフレットの配付などを通してハラスメント防止に関する啓発を行っている。

以上のことから、観点5-1-⑤を十分に達成していると判断する。

**観点5-1-⑥：学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており、適切に機能しているか。**

**(観点・指標に係る状況)**

心の問題を抱える学生が急増しており、こうした学生への対処が急務となっていることから、学内に専門的知識・技能を有する2人のアドバイザーを置き、学外からも2人のカウンセラーを招くなどして、多種多様な内容をもつ精神衛生相談に応じている(別添資料5-1-⑥-1「保健管理センター精神衛生相談の流れ図」参照)。平成23年度の総相談件数は延べ328件で、前年度(320件)より僅かに増加している。その

要因としては、昨年同様に、新入生に行うUPI調査を平成23年度も大学院生に重点をおいて拾い上げ、早期に不適合状態（行動）に陥りやすい学生を発見し、相談を継続したことなどが考えられる。

教職大学院学生独自の学生指導体制として、在籍する全ての学生が、入学から修了までの間、修学その他学生生活全般について指導助言を受けられるよう、学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任している（別添資料5-1-⑥-2「専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則」参照）。

入学してから卒業・修了するまでの長い学生生活の中で、学生は大小さまざまな悩み、トラブルに直面する。その内容によって、自分で解決できたり、友人や先輩に相談して活路を見いだせるものもあるが、中には指導教員に相談することによって救われることも多い。気軽に相談できる「学生なんでも相談窓口」を設置するとともに、相談内容別に相談窓口を設けている（別添資料5-1-⑥-3「学生相談の仕組み」参照）。

#### （観点の達成状況についての自己評価：A）

学内に専門的知識・技能を有する2人のアドバイザーを置き、学外からも2人のカウンセラーを招くなどして、多種多様な内容をもつ精神衛生相談に応じている。相談を必要とする学生は少ないことが理想ではあるが、新入生に行うUPI調査を平成23年度も大学院生に重点をおいて拾い上げ早期に不適合状態（行動）に陥りやすい学生を発見し、相談を継続したことなどにより、平成23年度の総相談件数は延べ328件で、前年度（320件）より僅かに増加している。

また、「学生なんでも相談窓口」の設置及び相談内容別に相談窓口を設け学生のサポートを行っている。

以上のことから、観点5-1-⑥を十分に達成していると判断する。

#### （2）長所として特記すべき事項

該当なし

#### 基準5-2：学生への経済支援等が適切に行われていること。

##### （1）観点・指標ごとの分析

**観点5-2-①：学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。**

##### （観点・指標に係る状況）

入学料等免除及び徴収猶予規程を定め、入学料については全額又は半額の免除及び徴収猶予、授業料については全額又は半額免除、徴収猶予及び月割分納、寄宿料については6月間の範囲において納付すべき寄宿料の全額の免除を可能としている。また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して修学する現職教員学生を対象に授業料の全額又は半額を免除する制度を平成21年度に導入している（資料5-2-A参照）。

さらに、東日本大震災及び長野県北部の地震で被災した者の進学及び修学機会の確保を図るため、入学料、授業料の全額又は半額免除、6月間の寄宿料全額免除（平成23年度のみ）の経済的支援に関する特別措置を、平成23年度に引き続き平成24年度も実施した（資料5-2-B参照）。

平成21年度に創設した本学独自の給付型奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」により、平成22年度から経済的理由により修学が困難でかつ成績が優秀な学生に奨学金を給付し、学生の経済的支援を行っ

ている。平成23年度には、奨学金給付対象者を拡大し、学生の経済的支援の強化を図った（資料5-2-C参照）。

#### 資料5-2-A 入学料等免除及び徴収猶予規程

上越教育大学入学料等免除及び徴収猶予規程（抄）

#### 第2章 入学料の免除

（経済的理由及び特別な事情による免除）

第3条 本学に入学する者（科目等履修生及び研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の大学院に入学する者で、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合で、学長が相当と認める事由がある場合

#### 第3章 入学料の徴収猶予

（経済的理由及び特別な事情による徴収猶予）

第6条 本学に入学する者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えない期間とし、許可の都度定める。

#### 第4章 授業料の免除

（経済的理由及び特別な事情による免除）

第9条 本学の学生で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、原則として当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、原則として当該事由の発生した日の属する期の翌期分の授業料（当該事由の発生した日が当該期分の授業料の納付期限以前であり、かつ、その期分の授業料を納付していない場合は、その期分の授業料）の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合で、学長が相当と認める事由がある場合

（大学院修学休業制度を利用して修学する者の免除）

第9条の2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業制度を利用して修学する者については、原則として当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

#### 第5章 授業料の徴収猶予

（徴収猶予）

第13条 本学の学生で、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 授業料の徴収猶予の期間は、当該年度を超えない期間とし、許可の都度定める。

（月割分納）

第14条 授業料の徴収猶予を申請している者で、特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。

2 月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月15日までに納付しなければならない。ただし、当該納付期限が休業期間中にある場合は、当該休業期間が始まる日の前日までに納付しなければならない。

#### 第6章 寄宿料の免除

（特別な事情による免除）

第16条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、風水害等の発生した日の属する月の翌日から起算して6月間の範囲において、送付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

### 資料5-2-B 東日本大震災等で被災した平成24年度入学生及び在对学生に対する経済的支援に

#### 関する特別措置

東日本大震災等で被災した平成24年度入学生及び在对学生に対する経済的支援に関する特別措置

平成24年3月1日

学 長 裁 定

東日本大震災及び長野県北部地震による被災並びに福島第一原子力発電所の事故により、入学生及び在学学生又はその学資負担者が本学に納付すべき経費の納付が著しく困難であると学長が認める場合には、下記のとおり入学金及び授業料を免除する。

記

#### 1. 入学金

全額又は半額を免除する。なお、既に納入した入学金は学生の申出により返還する。

#### 2. 授業料

平成24年度分の全額又は半額を免除する。



## 附 則

この特別措置は、平成24年3月1日から施行する。

### 資料5-2-C くびきの奨学金給付要項

上越教育大学くびきの奨学金給付要項（抄）

（目的）

第1 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生で、経済的理由により修学が困難でかつ成績が優秀な者に対して奨学金を給付し、修学を支援するため上越教育大学くびきの奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定める。

（資金）

第2 奨学金は、上越教育大学創立30周年記念事業寄附金をもって充てるものとする。

（給付対象者）

第3 奨学金の給付対象者は、前期又は後期の授業料免除申請者とする。

（給付額等）

第4 奨学金の給付額は、各期8万円とする。ただし、長期履修学生及び教育職員免許取得プログラム受講学生にあっては、5万円とする。

2 前項による給付は、別に定める予算の範囲内で実施する。

（給付申請手続）

第5 奨学金の給付を希望する者は、本学が定める前期又は後期授業料免除の申請期間に、授業料免除申請に併せて、別記様式の上越教育大学くびきの奨学金給付申請書を学長に提出しなければならない。

（選考方法）

第6 奨学金給付者の選考基準は、「上越教育大学授業料の免除等選考基準（平成17年2月4日学生委員会裁定）第4項から第6項までを準用する。

2 奨学金給付者の選考は、前項に規定する選考基準を満たしている者で、次の各号に掲げる順にそれぞれ困窮度の高い順とする。

(1) 授業料免除申請者で授業料免除を許可されなかった者

(2) 授業料の半額免除を許可された者

（奨学金給付者の決定）

第7 奨学金給付者の決定は、学生委員会の議を経て学長が行う。

### （観点の達成状況についての自己評価：A）

従前より実施してきた入学料の全額又は半額の免除及び徴収猶予、授業料の全額又は半額免除、徴収猶予及び月割分納、並びに寄宿料の全額免除に加え、平成21年度には、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して修学する現職教員学生を対象に授業料の全額又は半額免除する制度を導入した。

また、東日本大震災及び長野県北部の地震で被災した者の進学及び修学機会の確保を図るため、入学料、授業料の全額又は半額免除、6月間の寄宿料全額免除（平成23年度のみ）の経済的支援に関する特別措置を、平成23年度に引き続き平成24年度も実施した。

さらに、平成23年度には、平成21年度に創設した本学独自の給付型奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」の給付対象者を拡大し、学生の経済的支援の強化を図っている。

以上のことから、観点5-2-①を十分に達成していると判断する。

**(2) 長所として特記すべき事項**

該当なし